

答申番号：令和7年度答申第4号

答 申

第1 当部会の結論

本件処分1にかかる審査請求は却下、本件処分2にかかる審査請求は棄却されるべきとする審査庁の判断は妥当である。

第2 事案の概要

1 本件処分1

- (1) 審査請求人は、処分庁に対し、リンゴやオレンジの皮を剥く、爪切り、検温、保護者の外出中に必要な身体介護を含む居宅介護48時間/月を希望する旨の介護給付費の支給申請を行った。
- (2) 処分庁は、審査請求人に対し、令和4年7月1日付けで、居宅介護48時間/月の支給決定（本件処分1）を行った。ただし、審査請求人が希望するリンゴやオレンジの皮を剥く等の行為については、介護給付費の対象とはしないとした。
- (3) 本件処分1に関して、審査請求人は、令和4年8月26日付けで兵庫県知事に対し、審査請求を行った。

2 本件処分2

- (1) 審査請求人は、処分庁に対し、本件処分1と同様の内容を含む居宅介護48時間/月を希望する旨の介護給付費の支給申請を行った。
- (2) 処分庁は、審査請求人に対し、令和5年1月1日付けで、本件処分1と同様にリンゴやオレンジの皮を剥く等の行為を介護給付費の対象とはせず、また、月曜から土曜までの朝30分の支援は不要として、居宅介護34時間/月の支給決定（本件処分2）を行った。
- (3) 本件処分2に関して、審査請求人は、令和5年1月20日付けで兵庫県知事に対し、審査請求を行った。

第3 関係法令等の定め

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第21条第1項は、市町村は、支給申請があつたときは、市町村審査会が行う当該申請にかかる障害者の障害支援区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定を行い、法第22条第1項は、市町村は、支給申請にかかる障害者の障害支援区分、介護を行う者の状況、当該障害者の置かれている環境、申請にかかる障害福祉サービスの利用に関する意向その他事項を勘案して支給要否決定を行うものとする旨規定している。

また、同条第7項は、市町村は、支給決定を行う場合は、障害福祉サービスの種類ごとに月を単位として支給量を定めなければならない旨規定し、同条第8項は、市町村は、支給決定を行ったときは、申請者に対し、支給量その他の主務省令で定める事項を

記載した障害福祉サービス受給者証を交付しなければならない旨を定めている。

- 2 同法施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 19 号。以下、「規則」という。）第 12 条第 1 項では、法第 22 条第 1 項に規定する主務省令で定める事項として、「法第 20 条第 1 項の申請に係る障害者等の障害支援区分又は障害の種類及び程度その他の心身の状況」、「当該申請に係る障害者等の介護を行う者の状況」、「当該申請に係る障害者等に関する介護給付費等の受給の状況」等を定めている。

また、規則第 14 条では、法第 22 条第 8 項に規定する主務省令で定める受給者証に記載する事項として「支給量」「支給決定の有効期間」等を定めている。

第 4 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

処分庁が審査請求人に対し、令和 4 年 7 月 1 日付けで行った本件処分 1 及び令和 5 年 1 月 1 日付けで行った本件処分 2 を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

（1）処分庁が居宅介護（介護給付）として認めないとした行為について

関係者会議において個々の検討がなされずに決定されており、不当である。

ア 食事で食べるリンゴをむく、オレンジをむくなどの簡単な準備

当該児童は高校一年生であり、本来、高校生ができるであろう範囲の行為は○○○○（以下「ガイドライン」という。）12 頁「そのために必要となる準備、… 一連の行為」に含まれ、ガイドラインで認められた行為として解することが妥当である。他市では認められているところもある。ある行為ができるかどうかは年齢相応にその是非を検討するべきであり、未就学児から高校生までを一律に扱うことは不適切であり、高校生の当該児童にとっては不当な扱いである。高校生の当該児童が支援を受けながら、リンゴを食べることは正当である。この点、審査請求人は関係者会議で訴えたが、意見交換等が行われることではなく、処分庁により不許可とされた。

イ 爪切り

一般的に看護の世界でも爪切りは入浴後の爪が柔らかくなっているときに行なうことが通例である。当該児童も、居宅介護を利用開始してから 10 年以上にわたり、爪切りが必要なときには、居宅介護により入浴後に爪切りが行われてきたが、関係者会議において処分庁の職員より一方的に保護者が行なうよう回答があり、審査請求人より、保護者ができるときは行なうが、できなかつたときは居宅介護にて対応いただきたい旨、訴えたが、会議において検討されることはなかった。（※当該行為については、処分庁より支給対象とする旨の連絡があったため、審査請求人からの反論書で、本審査請求からは取り下げるのこと）

ウ 検温

関係者会議において、審査請求人は、朝の時間帯の居宅介護において、当該児童が着替えの際に薄着になるため、その際の検温の実施を依頼したが、

処分庁の職員より、保護者が行うよう回答があり、この件についても他の参加者に意見を求めるることはなかった。

- エ 夕方の時間帯における居宅介護において、当該児童の妹の療育の迎えに審査請求人が 10 分程度外出する間に必要となる身体介護
(当該行為の必要性・所要時間等)

審査請求人は、ひとり親で、子どもが 3 人いる。20 歳（大学生）、15 歳（当該児童）、11 歳（小学 6 年生、特別支援学級在籍、療育手帳 B 2）である。11 歳の子も発達障害のため、療育を必要としており、現在、放課後等デイサービスを週 3 回利用している。ガイドラインでは「原則として保護者在宅とする」とあるが、夕方の当該児童の居宅介護の時間に、11 歳の子の療育の迎えと重なる日がある。11 歳の子は一人で帰宅できないため審査請求人による迎えを必要とする。

当該居宅介護が認められないため、11 歳の子の療育を本来の 1 時間 30 分のところ 40 分で早退させる形を取らざるを得ない。この点も審査請求人は、関係者会議で訴えたが、処分庁の職員はガイドラインの規定どおりであるとして、参加者で話し合われることはなかった。

処分庁が決めたルールにより、本来、受けることができる適切な療育を制限され、療育を受ける権利を侵害されている。障害者に関わる支援者などの環境を忖度せず、様々な家庭があるにも関わらず一律にルールを適用することは不適当であり不当である。

ガイドラインでは保護者の在宅は「原則」とされており、違法な行為ではない以上、障害者の置かれた環境に即した検討を行うべく関係者会議において話し合いが行われるべきである。

ガイドラインの 3 頁には「②障害者等の介護を行う者の状況」「⑧障害者等の置かれている環境」を勘案するとの記載がある。

また、審査請求人は、計画書の「その他留意事項欄」に、「2023 年（令和 5 年）4 月の妹の中學進学時に見直しあり」と記載し、居宅介護中の保護者不在を認めることは例外的措置であることから、自主的に細やかな見直しを行うことを示しており、この点は関係者会議においても申し出ている。しかしながら、処分庁は審査請求人の二人の子どもに適切な支援を受けさせたいとの痛切な想いを関係者会議のなかで検討することもなく一方的に決定している。

処分庁は、平成 29 年 9 月 14 日付けで「見守りに関する支給決定について」との通知を出しており、そこには、児童の居宅介護についての記載があり、「就学前」は保護者の在宅を必須としているが、「小学生以上」は原則として保護者が在宅していることとしている。現在、当該児童は高校生であり、保護者は必須とされていない。処分庁自身が必須としていない以上、当該児童を取り巻く環境は考慮されうるものであり、必要最低限の時間は認められるべきであると考える。審査請求人はひとり親であり、障害を持った子を二人

育てている。そこにどうしても保護者不在とならざるを得ない状況は必ず発生する。家庭のどのような工夫があったとしても、マンパワー的に1対2の介護は成立しない。このように想像に難くない状況、また10分程度という必要最低時間であるにも関わらず、それを認めないことは、あまりにも固定化した考え方で、障害者をとりまく千差万別の環境やその特性に応じた障害福祉サービスとは言い難い。

処分庁がきょうだい児支援の重要性を認識しているのであれば、障がいのあるきょうだい児の支援はなおさら重要であることは言うまでもない。審査請求人は、障がいのあるきょうだいの通所施設への送迎について、最短時間で行うことや、曜日なども最小限行うこと、期限を学年が上がるごとに見直すことなど、最低限の範囲で検討、調整しながら、きょうだい児の支援を考えていくべきだと考えるが、処分庁は、そのような話し合いも行わず、会議、検討した記録もなく、一刀両断不可と決定している。このように、検討されることもなくきょうだい児支援を不可とすることは、はたしてきょうだい児支援を重要視しているといえるだろうか。本決定処分は、きょうだい児を見捨てる決定内容となっている。真にきょうだい児支援を重要とするのであれば、限定的な運用としてでも検討されるべきである。

オ 朝の時間帯の居宅介護（身体的介護）

（当該居宅介護サービスの必要性・所要時間等について）

朝の居宅介護サービスについて、処分庁によれば、「所要時間30分未満の場合」で算定する場合の所要時間は【20分程度以上】と記載されている。

本件処分2の「不支給決定の説明書」において、処分庁は、本件の身体介護が20分に満たないと主張しているが「下着の装着を含む更衣」「洗顔」「歯みがき」で20分は超える。これは、処分庁がいう「声かけ中心」ではなく、現に身体介護として算定できる所要時間が20分程度以上あるという「身体介護中心型」である。

それにも関わらず、事業所に圧力をかけ、得た都合のいい証言を使い、さも「声かけ中心」であるかのように見せかけ、事実とは違う内容をもとに決定した。したがって、本件処分は不当であると言える。

処分庁は、20分以上を想定できないと主張しているが、その想定は、関係者会議で話し合われた結果ではない。多種多様の障害特性を鑑みて、本児童は洗顔にどのくらいかかりそうか、など検討はされていない。20分未満というのは処分庁の勝手な想像であり、「通常の」洗顔の時間、「通常の」更衣の時間、「通常の」歯みがきの時間を想定したにすぎない。「通常の」時間でできないから障害者として生活しているのであって、「通常の」状態である場合の時間を勝手に想像して決定すべきものではない。障害福祉サービスである以上、その障害特性を考慮して検討すべきである。

（処分庁による関係事業所への聞き取り等）

処分庁は「サービス提供事業所にサービスの利用状況の聞き取りを行い、

当該児童に新たな身体介護の必要性は確認できなかった」と述べているが、当該障がい者には、重篤な肌トラブルがあり、朝の洗顔が必要になったことを審査請求人は伝えている。肌トラブルから朝の洗顔が必要になり、それが新たな「身体介護の必要性」であったことを処分庁は認めている。処分庁は本処分時の「不支給決定の説明書」において「洗顔に関して、保護者の身体状況により身体介護として支給決定することは可能」と述べている。つまり、新たな身体介護の必要性を確認しているのである。それにも関わらず、弁明書において「当該児童に新たな身体介護の必要性は確認できなかった」と述べている。どうしてこのように相違することを次々に述べるのか。当該障がい者の件について、会議等を行わず、記録も取らず、複数人の職員によって共有されたように捉えがたく、個人レベルで判断していることが伺えるような言及の有様であると感じざるを得ない。

弁明書において、処分庁が聞き取りしたという内容「着替えの際にねじれている等があれば整えている」とあるが事実に反する。事実は「下着は自身で着用できずヘルパーがしている」である。また、歯みがきも自身ではできないので、ヘルパーによる歯みがきが必要であるというのが事実である。また処分庁は『『洗顔』については処分庁と審査請求人との協議で審査請求人が実施できる範囲であると判断するという旨の説明を行っており、支援内容に含まれていない』と主張するが、前述したとおり、処分庁は「洗顔に関して、保護者の身体状況により身体介護として支給決定することは可能」と記載した文書を発行しており、支援内容に含まれる内容であることが対外的に示されている。処分庁が、なぜ、こうつじつまの合わない主張を繰り返すのか不明である。

また、処分庁は、審査請求人が主張する着替えの際にヘルパーが直接、手伝っている部分を「ごく一部」であると主張するが、「ごく」ではなく、下着については着替えの中で省くことができず、または、衣類のデザインを変えるなどの代替手段をとることができない重要な「一部」である。また、「保護者による対応が可能であると判断した」とあるが、これは虚偽である。審査請求人は、処分庁から、保護者の腰の状態から支援が必要な内容であるとの判断をもらっており、実際においても、身体の状態からその対応は可能ではない。これについては、前述の処分庁による「不支給決定の説明書」において、「洗顔に関して、保護者の身体状況により身体介護として支給決定することは可能」されており、処分庁が新たな身体介護の必要性を確認しているとも主張した。審査請求人は、処分庁が認めた事実を、証拠を提示しながら論じているにもかかわらず、処分庁は、自身のその決定に反した内容、つまり【支援不要】との主張を当審査請求で弁明している。これは、その主張の内容や方向性が不明確でつじつまが合わず、理解しがたい言動である。この件については、処分庁自身が、審査請求人や関係機関に対して、支援が必要との判断を通知していることから、これ以上の反論は意味をなさない。

(処分庁による事業所への圧力等について)

処分庁による事業所からの聞き取り内容が、事実と相違する理由は、処分庁の圧力が関与していると推測できる。その推測の根拠は、事業所は監査を受けたり、民民のボランティア行為を「相談支援や市が認めないとできない」と言及したりしている証拠からも、事業所は、相当な圧力を受けていたと推測できる。処分庁による監査の際に事業所代表が署名した確認書には「(審査請求人から)他の家族の洗濯物も取りいれるように仕向けられたこともある」と書かれている。審査請求人が「仕向けた」事実ではなく、事業所からは、処分庁がそう記載した旨を訴えるメールを受けた。処分庁が作りあげた言葉「仕向ける」によって、ここでも、これまでに審査請求人が主張してきた、処分庁の請求人に対する根拠のない憎悪のような言葉遣いを見て取ることができる。さらに、事業所代表が、この監査の確認書の記載内容が事実と違っている認識を持ちながら処分庁に意見することができずサインしたことからも、事業所は処分庁に対して意見しにくい状況であったことは否定できない。つまり、「事業所からの情報は、事実とは違う」ことがあるということである。したがって、下着の着用や歯みがきの内容は、実際の現場の状況と違うのである。

処分庁の圧力は、相談支援にも影響が及んでいる。相談支援事業所には、処分庁から、「M(母のこと)の方から相談支援に、(ガイドにてメモ書きを持っての買い物を)プランに盛り込んでほしいという相談があるかもしれないが、…18歳以降の自立のためにはまだ遠い先なので適切ではないというスタンスで返してほしいとのこと」と言わされたとの記録がある。事実、知的障害のある当該障がい者は、経験不足が多く、自己判断がしにくい状況にある。そのため、審査請求人は、当該障がい者の2年半後の自立に向け、メモという支援を使った指導支援をお願いしたが、相談支援事業所に突き返された。審査請求人は、この記録の真偽について相談支援事業所に問い合わせを行った。問い合わせへの回答は「処分庁の見解について記録として記述している部分であり、相談支援室の判断ではありません。」とのことであった。審査請求人の依頼を突き返された原因是、相談支援室の判断ではなく処分庁の判断であったことが証言されている。このようにどこの関係機関も、処分庁を絶対的立場として、処分庁に従うという体制になっていることは明らかである。福祉サービスは、障がい者を中心とした支援であるべきにもかかわらず、当該障がい者のサービスの種々の決定は、関係機関と行政の立場の優劣などに影響するものであってはならない。本決定は、障がい者本位の支援決定とは言い難く、処分庁の指示が支援決定を左右する行政本位の支援決定となっており、現在の制度の理念としては受け入れられるものではない。

処分庁は、事業所がボランティアを辞めたいが辞めさせてもらえないと言っていたと言及しているが、事実無根である。事業所は、処分庁が行う監査の中で、ボランティアについて言及され、怖くなつたと言っていた。また、処分庁の保有する審査請求人の個人情報のメモ記録にも、ボランティアについ

ての記載が監査以降に頻繁に記録されていることからも、事業所が監査で恐怖を感じたことが原因であるということはわかる。仮に、処分庁がいうように、ボランティアを辞めたいと言ったきっかけが処分庁の行う監査に関係なければ、監査の前にもそういった相談があったであろうが、そのような事実は処分庁の記録にもない。また、監査より前には、事業所が快くボランティアを行ってくれていたラインのやりとりもある。

(審査請求人の状況)

処分庁は弁明において「妹と当該児童の出発時間は同一の時間でもなく」と言及しているが、審査請求人は、審査請求書において「同じ時間帯」と述べており、「同一の時間」とは述べていない。妹が7時50分出発、当該児童は8時出発である。この10分違いは、一般的に朝の食事や支度が「同じ時間帯」と言えるのか、言えないのか、また、これにより保護者が本児の支度に関わる状況かどうかは、個人的判断の要素が含まれるため、処分庁、審査請求人の判断ではなく、世間一般にはどうかという判断のできる第三者機関である、審査請求の審議で判断を仰ぐことで異議はない。妹にも、保護者である審査請求人が朝の時間に必要であることを証明するものとして、処分庁の弁明への反論として広汎性発達障害（ADHD/ASDの特性があると言われている）の診断書を提出している。この診断書の原本は、処分庁が保有しているため、処分庁もこの事実を把握している。

(本処分による審査請求人等の生活影響について)

当該児童は、養護学校にバスで通っている。これまで朝は、ヘルパーに整容、更衣、食事介助などの支援をしてもらい、8時5分のスクールバスに乗ることができていた。ところが、朝の支援がなくなったことで、審査請求人がすべてを行わなければならず、8時5分のバスに間に合わなくなることが危惧された。審査請求人は、通知を受け取った後、学校と連絡をとり、処分庁の決定内容を告げ、バスの時間を15分程度遅くしてほしい旨をお願いした。令和5年1月4日、教頭から連絡を受け、バスの調整をしようとしたが年度の途中では変更は難しいことが告げられた。同日、審査請求人は、処分庁に電話をし、学校との経緯を伝え、年度末でバスの変更をしてもらうので、それまで朝の居宅介護を支給してほしい旨を告げたが、1月6日、メールにて、この訴えに対しても、不許可の通知を受けた。

(2) 処分に関する手続き等について

ア 関係者会議

支給決定の手順の一つである関係者会議が開催されたが、当該児童のことを知る者が保護者（審査請求人）以外にほとんど参加しておらず、処分庁が単独で決定した処分である。また、処分庁は同会議のなかで保護者（審査請求人）の意見を否定するものであった。

本件処分1の関係者会議に出席した養護学校からの公文書では、関係者会議に出席した当該校の教頭から、障害者本人に対してどんな支援をしていく

ことがよいのかを検討するのではなく「実際には決定事項の伝達に多く時間が割かれているように感じ」との記載がある。さらに、「〇〇ができる、もしくは、できない。という判断の線引きにより支援サービスの内容が決するように捉えられる場面があつたように思われました。」とも記載されており、障碍特性は、単に「できる」「できない」の二択で解決するものではないにも関わらず、それを一番よく知っておかなければならぬ処分庁が「できる」「できない」で線引きしようとしている事実も証言されている。同じく2回の関係者会議に参加した市議会議員は、同会議について「この回（1回目）は、利用者本人にとってより良いサービスのあり方を検討するというよりも、それぞれの立場からの現状保報告と利用計画の説明、質疑という内容であった」と証言している。また、2回目の会議でも「内容の詳細について一部は認められないとのことでした。『必要ない』『できない』といった一方的な通知といった印象を受けました。」と証言している。これら公人2名の証言による事実は、処分庁がいかに不適切な経過をたどって決定したかを物語っている。市議会議員が述べるよう「本来、サービス担当者会議は、利用者やその家族の状況を確認しながら、本人（保護者）が求めるサービスについての必要性を検討する場である」と考える。それにも関わらず、これらの会議はその機能を全く果たさず、関係者、本人（保護者）と検討せずに処分庁の独断で支給決定をしているのは明らかで、処分庁の不支給の決定は取り消されるべきものである。かりに、利用者やその家族の意向・希望を無視した支給決定が取り消されないのであれば、障害者は、自分がこうありたいと望むことすら叶わない状況を強いられることになり、利用者の希望のサービスを検討しないで決定した処分は、障害者の権利を害する不当な行為であると言える。

関係者会議は、本来、支給決定までに、保護者や児童のことを知るものによって、その内容や必要性について話し合う場である。本件処分2に至るまでに関係者会議は1回開催されたが、保護者の他に、当該児童の日常の様子を知っている者が全くいない状態で開催され、また、その必要性について検討や話し合いが一切行われず、児童や家庭の実情にそぐわない決定が処分庁によつてなされた。また、不許可とされた食事介助については、これまでに関係者会議でも、審査請求人に対しても全く知らされておらず、関係者会議で話し合われたこともない。

本件処分2の関係者会議は、処分庁、基幹相談支援センター、養護学校、事業所、市議会議員、児童保護者（審査請求人）で行われた。会議の内容は、最初に審査請求人から計画書の説明、次に事業所等関係機関の近況報告、その後、処分庁の考え方が説明され、終了した。今回、不支給決定となる朝の居宅介護について、「朝のケアがなくなれば家庭内でどのようなことになるのか」

「その困難を解決するためにはどうすればよいか」、そして「家庭でなんとかなりそうなところ」「関係機関で調整できそうなところ」など、一切、話し合われることなく、12月22日の不支給決定の説明書で突然の不支給決定を知

らされた。

審査請求人は、これまで何年にもわたり、朝のサービスについて支給決定を受けている。本処分の直前の12月まで朝のサービスを利用し続けており、審査請求人は、その利用をもとに生活設計をしている。本来、処分庁が不支給の決定をするまでに、障害者家族が現に支給を受けている時間につき、もし不支給とした場合、どのような不都合が出てくるのかを聞き取り、また、その不支給によって障害者の生活が大きく変わらないように、負担が少ない状態で変更できる調整するべきである。その機能をはたすものが関係者会議であると考えている。

処分庁は、不支給決定は突然ではなかったと主張しているが、審査請求人は「突然の不支給決定であった」という事実の主張は変更しない。サービス内容の決定は、関係者の協議を経て決定するものである。朝の身体介護をなしとするには、当然、関係者による協議が開催されると審査請求人は認識しており、審査請求人はその協議を待っていたが、協議はされなかつた。そして、12月の関係者会議において、当決定を処分庁から通知されたのである。つまり、この朝の身体介護を不支給とする決定は、関係機関や保護者との協議を経ず、処分庁が決定したという意味において、「突然の不支給決定」なのである。

また、この処分庁の「関係者の協議を経ない突然の決定」が、審査請求人だけでなく、関係機関にも多大な影響を及ぼしたのである。協議されなかつたこの決定によって、本児の通う学校で混乱を招いた事実から、本決定は「協議を経ていない決定」であったことも否定できない。

イ 非定型審査会

審査請求人の申請した居宅介護の支給量は、ガイドラインに定める標準支給量を超えるものであったにもかかわらず、その妥当性について、ガイドラインに規定する非定型審査会を経ずに支給決定を行っている。

審査請求人が処分庁に対する保有個人情報開示請求により入手した開示情報によれば、平成26年1月1日から現在に至るまで、平成29年8月29日に非定型審査会が一度だけ開催された事実があるものの、それ以降、非定型審査会は開催されていないことがわかる。もちろん、本件処分に関しても非定型審査会は開催されていない。したがって、審査請求人が提出した計画が処分庁の定める標準支給量を超える支給申請であったにも関わらず、その妥当性について、処分庁の定める非定型審査会を経ていないことは明らかで、処分庁の担当者の独断で決定したことがうかがえる当該処分は、明らかに不当である。

ウ その他の手続きの適正性等について

審査請求人は、当該児童の下にも障害をもった妹がおり、さらに審査請求人はひとり親である。そのため、朝の同じ時間帯に、ひとりで2人の世話を

することがとても困難である。当該児童の出発時間と妹の出発時間をずらす必要があり、現状では到底間に合わないのが実情である。障碍者の実態や環境、その生活、主たる介護者の状況を考慮せず、突如下された決定により、審査請求人と当該児童はとても苦しい毎日を送ることを余儀なくされている。また、学校側も年度の途中でバスルートの変更を検討せざるを得ない状況に追い込まれた。処分庁の決定で、関係機関も困惑している状況である。学校は、関係者会議にも参加しており、機会さえ与えられれば、学校の意見として年度途中でのバスルートの変更が厳しいことを訴えることもできたかもしれないが、処分庁はその機会を与えずに、不支給決定をしている。審査請求人は、朝の生活がまわっていないことの苦しさが限界であったため、学校に再度、バス時刻の変更について文書にてお願いをした。その文書で訴えているように、ひとり親、かつ障害児2人という生活は、その生活を送っている者にしか分からない困難が存在する。障碍者のその実情を考慮し、障害福祉サービスの決定を行うべきである。

処分庁自身も、通知において、すでに支援を受けて生活設計をしている利用者に対しては、各家庭の事情を考慮しつつ、可能な限り変更していく姿勢であることを対外的に示している。この通知は居宅介護で見守りを行っている場合についてのものであるが、すでに支援を受けて生活設計をしている者に対する処分庁の姿勢が説明されている。そこには「各家庭の事情を考慮しつつ」と記載されている。しかしながら、本処分については、その時期も内容も、一切家庭の事情は考慮されなかった。

さらに、審査請求人は令和4年8月に処分庁に対し、保有個人情報開示請求を行い、保有個人情報開示決定を受けた。そこには、当時の相談支援事業所と処分庁のやり取りで「ライフステージが変わることに見直しをすることになっていたのでは…」と発言したとの記載がある。つまり、処分庁は「ライフステージが変わる」時に見直しを検討するという認識を持っていることがわかる。ところが、今回、審査請求人は、ライフステージが変わる3月末に申し出たにも関わらず、それを却下されている。処分庁は、対外的には「状況を考慮し、ライフステージが変わるタイミングで、徐々に変更する」という姿勢を示しながらも、実際には、関係機関の変更に伴う聞き取りすらせらず、年度の途中で支援を打ち切るという処分を行っており、障害者の継続的な生活を無視した、ただただ障害者を苦しめる不当な行政処分である。

処分庁は、本児及び家族等の状況を勘案したとするが、処分庁が保有する本児の実態は誤った内容であるため、誤った情報から決定された本処分は無効である。処分庁は「保護者である審査請求人が対応できるものと判断しヘルパーによる支援の…説明している」と主張するが、前述のとおり判断根拠に誤りがあるため「審査請求人が対応できるものと判断」した、この判断は不適切である。また、関係者が証言するように処分庁は話し合いや協議をせず、一方的な決定をした事実がある。

さらに、本来「どのサービスが向いているか」など、サービス内容の取捨選択などは、行政が決定をしないことになっているはずである。平成15年身体障害者福祉法、知的障害者福祉法の改正により、本人の最善の利益が何よりも優先されることになり、「措置制度」から「支援費制度」へと制度がかわっている。過去の「措置制度」は、「行政がサービス内容を決定するもの」であったのに対し、現行の「支援費制度」は、「障害者の自己決定を尊重するもの」である。本件処分の決定に至る経緯は、関係者による話し合いが行われず、本人の自己決定や家族の意向が汲み取られず、誤った記録をもとに処分庁が一方的にサービス内容を決定しており、「措置制度」を採用した決定であると言える。これは、現行法、現行制度で処分を行ったとはいえず、過去の制度を採用した処分であるため、本件処分は無効である。

処分庁は「上記内容を居宅介護サービスとして利用することができないことについては、利用基準をみたすような利用方法をすることを協議等において相互に確認しております」とあるが、関係者の証言のとおり、一方的な通知にとどまり、相互には確認はしていない。また、当該障がい者の求めているサービス内容は居宅サービスとして利用できる内容とされている。その内容のうち、どれを当該障がい者のサービス内容とするのかを処分庁が吟味し決定することは、現行の有様ではない。すべての決定は、旧制度、措置制度を採用した処分庁の独断的な決定であり、支援費制度の現在では許容できるものではない。

処分庁は弁明において「ライフステージが変わることに見直しを行うことと、サービスの支給決定期間は別であり現に支給決定期間は年度末になっておらず、年度内に変更がないことを保証しているものではない」と述べているが、年度内に変更がないことを保証しているものであるとは、審査請求人は主張していない。審査請求人が主張していることは、年度の途中でのサービス内容の変更は、障がい者、その家族にとって大きな負担となるという事実である。それゆえ、年度途中での変更は、十分な協議を経る必要がある。処分庁の弁明では「本児の生活に与える影響が大きい可能性」を勘案することが示されている。それにも関わらず、年度途中での変更が多大な負担がかかる旨を申し出ている保護者の訴えを棄却し、障がい者、その家族、養護学校による負担を強いている。このような支給決定は、総合支援法や障害福祉の理念から外れ、不当である。

審査請求人は、相談支援従業者初任者研修修了者、サービス管理責任者等基礎研修修了者である。令和4年度〇〇〇〇相談支援従業者初任者研修の講義では、平成15年までの措置制度とは、「障がいの方にどのようなサービスが必要なのかということを行政が判断し、行政処分としてサービス内容を決定し、行政が委託した事業者がサービスを提供するもの」と教授されている。さらに、平成15年以降の支援費制度とは、「利用者である障がい者が自己決定したサービスを事業者と直接契約し、市町村が利用者に支援費を支給

する」と教授された。利用者の自己決定したサービスがなんでも無制限に利用できるとは考えていないが、少なくとも、「行政がサービス内容を決定する」措置制度は過去の支給決定方法であり、現行制度「支援費制度」によらない決定方法は、審査請求人として許容できるものではない。

また、同研修内容では、厚生労働省からの伝達事項として、「利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、個別に市町村審査会の意見を聴取する等し、いわゆる『非定型ケース』として取り扱うなど、障害者及び障害児が地域において自立した日常生活を営むことができるよう適切な支給量を決定していただきたい」とあるが、処分庁は、これまでに示したように、本決定において、ガイドラインにも記載されている非定型会議も実施せず、課内の会議、協議すらしていない。

さらに、審査請求人の訴えている、居宅介護サービス中の10分程度、家を出たいという主張の根拠も、当研修では肯定されている。○○○○福祉部障がい福祉室担当によると、平成26年1月～7月に厚生労働省が開催した「障碍児支援の在り方に関する検討会」では、障害児支援の在り方について、基本理念として「家族支援の重視」が掲げられている。これは障がい児を育てる家族に対しても丁寧な支援を行い、家庭での療育的な側面も推進していくことで、地域社会のみならず、家庭からもより良い影響を受けることができるとの考え方であり、家族も同時に支援していくことが重視されているとの説明であった。さらに「ケアの一時的な代行を利用している間に保護者がきょうだいにも十分な関わりを持つ時間を作ることができる」ときょうだい支援につながる家族支援を重視している。つまり、審査請求人の本件に当てはめると、当該障がい者のきょうだいである妹の療育施設への迎えの間、10分程度のみ「保護者としての自宅に滞在」をケアの一時的な代行とする家族支援によって、許容されうことになる。このように、国の通知を根拠として、本件は、協議されるべき案件である。それにも関わらず、処分庁は「ガイドラインに、保護者在宅が基本と書いてある」との説明のみで、国の通知のような家族の支援による障がい者支援の充実を協議、会議しようとしなかった。審査請求人は、直接的に、保護者である審査請求人自身の支援や、本児の妹の送迎をお願いしている訳ではなく、ただ、きょうだいのより良い療育のため、その送迎に必要な時間10分程度の外出を求めているだけである。これを、拒否することは、果たして、これら、国の考え方のどれをもって決定しているのか全く理解に苦しむところである。

処分庁は、「審査請求人には、考慮すべき特段の事情も確認できない」と主張するが、審査請求人は決定に至るまでに「ひとり親であること」、「本児、障がいのある本児の妹、2級の視覚障害のある母の3人をひとりで介護していること」、「審査請求人には、長年にわたり椎間板の変形と仙腸関節痛で体調がよくないこと」を伝えている。これらが、考慮すべき事情として扱われていないことに対して、また、これらの考慮すべき事情を、一切会議などで話

し合わされることなく決定に至った事実について不当な決定方法であることを訴えている。処分庁は「当該障害者等の介護を行う者の状況」は、厚生労働省の示す勘案事項であると主張している。これは、当然に、ひとり親であるのかどうか、介護者が健康なのか否か、一人の複数人を介護しなければいけない状況にあるのかどうかも「考慮すべき介護を行う者の状況」であると考える。しかしながら、処分庁は、審査請求人について「考慮すべき事情がない」と主張しており、これはつまり、処分庁は、ひとり親であるかどうか、介護者が健康かどうかなどは、厚生労働省の「介護を行う者の状況」として、勘案事項に含まれないとする判断をしていることがわかる。「ひとり親かどうか、介護者が健康であるかどうか、ひとりで複数人を介護している状況にあるのかどうか」が、厚生労働省が示す勘案事項として含有されているのか否かが争点になると考えられ、また、同時に、国の制度である以上、制度の均質化から、近隣の市町村においても、ひとり親であることや介護者の健康状態は考慮外との判断であるのかも同時に重要な観点であると考える。健康である両親がそろって、ひとりの障がい児を育てることができる者と、健康状態が悪くひとりで複数人の介護を行っている者が、同じように扱われるのであれば、前者にとってはゆとりのある支援が受けられ、後者にとっては厳しい支援環境となることは言うまでもない。厚生労働省の通知の「介護を行う者の状況」としてひとり親や介護者の健康状態が含まれる、近隣市町村でもそれらは考慮すべき事項として扱っているという状況であれば、当決定もその方針に合わせられるべき内容で、審査請求人の状況を「考慮すべき事情がない」とする処分庁の判断は、裁量の範囲外であると言える。

障がい児（妹）の障害福祉サービス利用計画書は、その子自身の療育のために最適な計画として作られる。処分庁が、きょうだい児（本児）の介護支援（保護者在宅）のため、親の送迎をなくすため、「送迎のある事業所」を勧めることは、本人支援のための計画とは言えず、不適切と感じている。実際、相談支援専門員の作成した計画では、送迎はないが児（妹）にとって最適な療育が受けられる事業所が計画の中に入っています、処分庁はその計画に対し支給決定を行っている。送迎のない事業所を利用する計画で支給決定を行いながらも、ひとり親である審査請求人（介護者）の状況を鑑みて、処分庁は、送迎の時間10分程度の外出さえも認めることはなかった。

また、審査請求人が受講した厚生労働省主催の「令和5年度障害福祉関係指導監督従事職員向け講座（事業者向け）」の「虐待防止、身体拘束廃止に向けたケアのあり方について」の講座では、障害者虐待防止法について内容が示されている。同法では、養護者に対する支援も重要視し、障害者への虐待につながらないように運用されることが謳われている。ひとり親で障害児2人を養護している者がなんとか2人を育てようとしている状況に対し、その特段の事情を考慮せず、養護者である審査請求人の生活を疲労困憊させようとする制限は、まさに障害者虐待防止法の目的に反すると解することができ

る。これは法、障害者虐待防止法の主旨からはずれる市町村の裁量を超えた支給決定といえる。

また、追記として、本件処分2の必要なサービス（朝の支援など）を受けさせないことや必要なサービスを制限することは、虐待の類型の「放棄・放置」にあたることが記載されていることを述べておく。

処分庁がその弁明において示すもの、それは、「確認したこと」「聴取していたこと」「情報収集していたこと」「説明する機会を持っていたこと」等、どれも処分庁内の会議や関係者による話し合いが行われなかつたという事実を示すものである。本来、支援内容の決定は、関係者が話し合いを行つて決定すべきものであるが、これら処分庁の提出した証拠からも、処分庁が意見を吸い上げ、話し合いではなく、独断で決定したことを裏付けるものとなつた。

処分庁は「支給決定において関する内容については情報収集し支給決定を行つてゐる」と主張しているが、審査請求人は、これまで、処分庁の保有する個人情報に偽りや事実と異なる記載内容が存在することについて申し出ている。また、この誤った記載内容について、処分庁に、「処分庁では、不明確な内容を記録するのでしょうか。（調査・記録は）知ることが目的のことですが、正しく知る必要はないことでしょうか。」と申し出たところ、処分庁から「協議を行う際の参考資料であり、すべての事柄に正確を期するものではないとのことです。」と回答が示された。つまり、処分庁は、自己の保有する記録に、誤りや事実と異なる内容があつても問題はないと、公然と肯定している。このように、処分庁は、正確性を重視していない情報を使用し、反論書にて、「情報収集し支給決定を行つてゐる」と主張している。また、処分庁からの文書では、「協議を行う際の参考資料」と言つてゐるが、処分庁が決定事項の通知しか行わない会以外に、いわゆる「協議」は行われていないことはこれまでに示したとおりである。本来、ヒューマンエラーなどで誤った記録は、事実起こりえるが、それを回避、修正するための自由な発言を許す支援者会議も、その機能を果たさなかつたことはこれまで述べたとおりであり、これらのヒューマンエラー等による誤情報は、修正される機会がなく、支給決定がされたというのが本件の事実である。

（3）サービスの具体的な内容が審査請求の対象であること

厚生労働省が作成している「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」（以下「事務処理要領」という。）では「介護給付費等の支給決定に係る処分には、支給決定又は地域相談支援給付決定（支給量等の決定）に関する（以下、略）」とあり、支給量のみに限定していない。支給量を決定する上の支給内容もその審査対象に相当すると解することができる。審査請求の審査において、支給量が適当かどうかの判断は、その内容を吟味せずに単に時間数が多い、少ない、を決められるものではない。支給量と内容は相互に関係しており、支給量の根拠の内容の吟味も含め審査請求における審査の対象となるものである。処分庁は「事務処理要領」において、利用計画の内容が審査請求の対象とし

て具体的に列挙されていない旨、主張するが、文書には具体的かつ表題的に述べたものが列挙されているのであり、その表題と切り離せないようなものは「等」として含有されるものである。相関しあう支給量と内容を切り離して内容を審査請求の対象としないことは不可能であり、支給量決定の根拠である内容にも審査請求の範囲は及ぶと解することができる。

サービス等利用計画・障害児支援利用計画のとおり、食事で食べるものの簡単な準備や爪切り、検温、限定的保護者不在などの時間を含んだ支給量の給付申請を行っている。処分庁は、申請内容の一部を省き、限定的な支援内容に変更し、支給量を決定したことから、処分庁が省いたものは不支給となっており、この不支給に対する審査請求である。

処分庁は「サービスの利用方法の確認について審査請求をすることは不適当である」と述べているが、これは措置制度ではないことをあたかも見せかけるだけの言い回しであり、実際の言葉の効果とは大きく違っている。①処分庁は、「サービス内容の決定」を「サービス利用方法の確認」と表現しているが、実際に処分庁のいう「確認」は、ヘルパー事業所に拘束力を持ち、そしてヘルパーにそれらの行為をさせないという拘束力をもつ。したがって、その実態は「決定」と同義である。②処分庁自身が（弁明書で）「上記内容を居宅サービスで利用することができないこと…」と述べている。つまり、処分庁が決定したサービス以外は認めないとする通知を関係者に対して行っている。サービス利用方法の確認だから審査請求に向かないというのであれば、そのサービスの利用方法は誰が決めたものなのかと問いたい。時系列で示すと、「決定」があって「確認」がある。前者の「決定」も処分庁で行っているにも関わらずそのうちの後者の「確認」だけを処分庁がしたというような弁明、「サービスの利用方法の確認について審査請求をすることは不適当である」というのは、あまりに短絡的かつ、その場しのぎの言葉となっている。審査請求人は「確認」に対して審査請求を行っているのではなく、その前段階の「処分庁がサービス内容を一方的に決定した」ことについて審査請求を行っていることを改めて確認したい。

さらに、処分庁の弁明では、処分庁が関係者等と協議を行わず、処分庁がサービス内容を決定したことを自ら述べている。つまり、関係者等と協議を行ってサービス内容を決定したのではなく、決定内容を関係者等に「確認」、通知したのみだということが、これまでの審査請求人の証拠からだけでなく、処分庁の文書からも明らかになっている。

処分庁は福祉サービス量のみについて審査請求可能と主張しているが、これまでにも述べたようにその内容もサービスの量を左右することから審査請求の範囲内であると考える。さらに、処分庁は、本件処分2についての弁明では、決定したサービス内容について、自身が正しいという主張を展開しているが、内容の適正については審査請求の対象ではないと主張しながらも、自身が不支給決定をした14時間分についてはその内容を事細かに論じている。つまり、支給量の決定の話には、どうしてもそのサービス内容を検討せざるを得ないというこ

とを処分庁自身も解しているということである。したがって、処分庁が支給量とサービス内容の相関性に着目させ、主張を展開する以上、内容も審査請求の対象であるということができる。また、この主張の正当性を支持する意見として、処分庁に提起した別件審査請求（※移動支援の利用）にかかる審理員意見書において、本審査請求同様、処分庁は「内容は争えない」との主張をし、審査請求人は「内容は支給量と一体的なため争える」との主張をしている。これに対し、審理員は、「移動支援事業は、支給内容に鑑みて支給量を決定するものであり、認められた時間内であればどのような内容の支援でも受けることができるわけではなく、その内容によっては移動支援を利用することができない。そのため、両者を切り離すことはできず、支給量のみならず支給内容についても審査請求の対象となる。」と判断をしている。ゆえに、居宅介護サービスにおいても、そのサービス内容を鑑みて支給量を決定することから、移動支援と同様、両者を切り離すことはできず、支給内容についても審査請求の対象となると審査請求人は主張する。

また、当該審査請求の裁決書では、以下のような解説がなされている。

- ① 「障害福祉サービスは、個々の利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態で実施することが求められている」
- ② 「支給要否決定の時点では障害福祉サービスの具体的な内容まで定めることが困難である」
- ③ 「本件処分に基づく障害福祉サービスの実施内容を法的に拘束するものではないと解される」
- ④ 「本件計画は、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものとはいえず」

裁決書の結論のみに着目するのではなく、その内容に着目すると、①にあるように、支給決定時点で具体的な内容を定めることは困難とされているにもかかわらず、本件処分1では、処分庁は①で言及されているような障害福祉サービスの特質を軽視し、②で言及されるように困難とされる内容の決定も併せて行っている。内容を制限して支給量の一部不支給を行っている本件処分2については言うまでもない。

本件における処分庁の行動は、②で困難と判断されている「内容の制約」をつけて支給決定を行うなど、裁決書にある事実関係とは異なる。決裁の主旨内容をふまえず、「主張は認められた」という結果を主張することは不適切であると考える。

また、③④のように、処分庁の行った内容制約に法的拘束力がないのであれば、審査請求人は、処分庁の行った内容の制限に従わず、簡単な調理などを行ってもよいのであろうか。仮にそうなのであれば、本件処分1については確かに内容について争うべきことはなく、認められた支給量の中で、障がい児にとって必要な支援を行うことができる。その場合、計画に法的拘束力がないので、審査請求人が求める支援内容を居宅介護支援事業者が行った際に、処分庁は居宅介護

支援事業者に報酬の返戻を求めるることはできないと解する。逆に、内容の制限を併せて支給決定を行い、また、その内容を審査請求人や居宅介護支援事業者に守らせ、その制限に反するサービスについて報酬の返戻を求めるものであるならば、それは法的な拘束力をもつと解することができる。本件処分1の審査について、審査請求人は、一般市民県民であり無知なため、計画に従わずともよいのか、それとも法的拘束力があるのか、どちらの解釈なのか、ご教示願いたい。

(4) その他、処分庁による審査請求人への不当な行為

処分庁は、審査請求人個人に対し、公的機関としては不相応な差別的扱い、不当な扱い、違法な扱いをしている。多数の証拠から、それが数年にわたり常態化していることは明らかである。このような処分庁内の状態からも、本件の支給決定は正当であるとは言い難い。その理由として、処分庁がありもしない話を作り上げ、審査請求人が言っていないことを捏造して記録し、嘘の記録を記載している。記録内容については、本件とは関係はないが、以下のとおり処分庁の審査請求人に対する不当行為を明らかにすることで、本処分が正しい判断のもと行われたとは言い難い。

ア 処分庁は、障害者の環境を考慮せず保護者不在を認めようとしないにも関わらず、審査請求人は、何とか当該児童の妹も療育が受けられるようにと、審査請求人の長男に協力してもらえそうなところをお願いし、在宅してもらって、その間に、当該児童の妹の療育の送迎をするなどの工夫をしている。これを処分庁では「保護者代わりをさせようとしている」と記録している。これについて、子ども発達支援センターにこの類の記録は一切なく、処分庁担当者が主観的な観点から記録している。このように処分庁自身が障害者家族に強いた状況下で、審査請求人はそれでもなんとか子どものためにととっている行動を、このような審査請求人の人格を貶めるような表現で記録することは、公的機関として、障害者を支援する機関として不相応であることは甚だしい。一部の市民（審査請求人）に対してこのような扱いをすることは処分庁の条例にも反し、審査請求人に対して不当な扱いをしている証拠である。

さらに、処分庁から、審査請求人の母の障害福祉サービスについても制限を受けており、障害者である母の通院は審査請求人でなんとかするべきであると言われている。1人の介護者が1人の障害者を介護する場合と、1人の介護者が母、子ども2人の計3人を介護する場合、その障害福祉サービスの内容に違いがあるって当然であるが、処分庁はそこには目を向けず、3人の介護を審査請求人に強いている。介護者の状況（3人の障害者の介護者であること）を知りながらも、その観点について考慮せず、母の通院介助も許さず、10分程度の保護者の外出さえも許さないのである。これは3人の介護者である審査請求人を苦しめる行為である。介護疲れからの自殺が社会問題となっている中、介護者の方から助けを求めて訴えているにもかかわらず、処分庁は手を差し伸べるどころか、ますます障害者家族を苦しめる虚偽の記録や違法行為、支給決定をしている。

イ 処分庁は、支給決定を受けている時間を、利用者、相談支援に伝えることな

く、直接ヘルパー事業所に時間を短くするように指示している。これは重大なルール違反であり、支給決定を守らせるべき処分庁自身が自らその決定を破っている。このような処分庁の決定が正しいとは言い難い。仮に、申請通りの支給決定を受けても、利用者は、現場で時間を勝手に減らされるかもしれないという不安に常に脅かされることになり、制度としての信頼性、公的機関としての信頼性を失墜させる行為である。これが審査請求人の他にも行われているのか不知であるが、これが他にも行われているのであれば、全市民的に市の信頼は失墜する重大な問題である。もしくは、審査請求人の件についてのみ行われた不正行為であれば、一部の者に対する不当な扱いということになる。いずれにしても、決定された支給量を無視し、ヘルパー事業所に直接、時間変更の指示をすることは審査請求人への不当な行為である。

ウ 審査請求人と事業所との民民の話に公的機関が影響を及ぼし、現に審査請求人は被害を受けた。公的サービスとは全く関係のないボランティアに関して、その行為を処分庁が把握しようとしていることを事業所に伝えたり、協議の場で話し合われたりすることで、事業所が「処分庁が許可を出さないとボランティアはできない」と感じるほどに圧力をかけたことが、子ども発達支援センターの記録から明らかになった。これは違法行為である。審査請求人はこの違法行為によって権利を妨害されたのである。

エ アからウに関しては、当該審査請求で内容について争うことはないが、そのすべては証拠が占めるように、審査請求人に対して不当な行為が続いていることを明らかにしている。なぜこれほどまでに嘘の記録を残し、法を犯してまで審査請求人を苦しめようとするのか。その理由は、審査請求人に対する個人的な感情があることを否定できない。処分庁は、審査請求人に異常なほど固執し、執拗に貶めようとしていることは明らかであり、本処分に対して、正しい観点から決定が行われたとは言い難い。そして本処分はこれらの虚偽の記録をもとに決定されていることから、本処分は無効であると言える。

処分庁は、「事業所からの情報は事実とは違うとの指摘はあたらない」と主張しているが、審査請求人は、反論書で、「これら内容は事実に反しており、審査請求人は仕向けたことも、頼んだこともない」と主張しており、この部分について「事実と反している」と主張している。そして、処分庁は、認識の違いについて一部認めている。つまり、一部について、事実と違うことが記載されていることは、処分庁、審査請求人ともに共通認識であることに間違はない。そして、「仕向ける」という文言は誰が選んだのかということである。そもそも「仕向ける」とは相手に悪意があるという前提の語句である。そのような悪意を事業所は持っていないにも関わらず、この言葉を使ったのはだれなのか。この点について、審査請求人は、「処分庁の審査請求人に対する執拗なこだわり」を主張しているのである。書類の内容について真偽を論じているのではない。審査請求人の人格を貶めるような表現を使用する処分庁は、審査請求人に対して不適切な対応をしているのではないかということを裏付ける証拠として示している。

処分庁は、放課後等デイサービスを利用する目的が他の事業所と重なっている部分があると言っているが、当該放課後等デイサービス事業所は、本児が小学校1年生の時から9年間利用してきた事業所で、知的障害のある児にとって心を開いている居場所であることを、審査請求人は、処分庁もいる関係者会議で訴えた。心を開いている場では、より適切なソーシャルスキルの獲得や行動変容が望まれたが、処分庁はこうした審査請求人の訴えに耳を貸さず、表面的な療育目標にのみ注目し、当該放課後等デイサービス事業所を名指しして、利用をやめるように、関係者のいる前で通知した。このように、処分庁の言うことは絶対であり、処分庁の思惑どおりに事が進んでいくという実態が続いている。処分庁の絶対的権力に逆らえるものはおらず、これは、まさに旧制度の措置制度の体制が未だ残っている証拠でもある。つまり、本決定にかかる処分庁の対応は、障がい者と障がい者を支えている家族を理解しようとする姿勢とは言えず、障がい者中心の支援とは言い難い。当該放課後等デイサービス事業所の管理者も名指しで断られたのは初めてだとショックの色を隠せないほどであったことを追記しておく。

審査請求の手続きのなかで、処分庁は審査請求人に対して、不当な取り扱いを継続的に行っていたことが明らかにされた。ボランティアを行う者が「処分庁が許可を出さないとボランティアはできない」という発言をするほど精神的に追い詰め、これにより審査請求人はボランティアを受けられなくなった事実、支給決定されている支給内容を事業所が「うちが違反しているのを分かっているが、処分庁からは1時間半で帰つていいと言われている」と発言した事実、「兄を保護者がわりさせようとしている」「仕向ける」など、事実とは違う言葉を使って審査請求人の人格を貶める記録等、理不尽で不当な取り扱いが継続的に続いており、今回の処分はこれら一連の審査請求人に対する不当な差別的行為の一部であることが、数々の証拠より示された。

また、審査請求人は、処分庁の職員から、娘のプライベートの時間の尾行、盗撮の被害を受けた。個人のプライベートの時間に処分庁の職員が公務として審査請求人の尾行、盗撮を行ったことを示す退勤表を提出するが、処分庁が尾行、盗撮を行った時間帯は、サービス提供計画書にもない時間であり、これまでの何年にもわたり、利用実績として挙がったことのない時間帯である。つまり、不正請求が行われないことが確実な時間帯（プライベート時間）に、「サービスの不正な利用があるかもしれない」「不正の可能性があった」という合理性に欠ける言い訳をし、完全な個人のプライベート時間の尾行、盗撮をおこなっているのが処分庁である。この事実を知って以降、審査請求人は、外出する時には、誰かにこっそり見られているかもしれない恐怖を感じ、眠れない日々やそのストレスから精神科に通院するまでの精神的な被害も受けている。現在でもその恐怖は続いている。

また、処分庁が提出した「法第48条第1項、第10条第1項」であるが、これは事業所や施設、従業員に対しての文言であり、立ち入り検査が、国民の権利の

中にまで入ることを許容するものと解釈することはできない。法の拡大解釈は行ってはならない。国民の権利を上回る権利は、令状や税務署の検査など重要性の高いものであり、処分庁が主張する法律は、これらと同等であると解することはできないと考える。こちらは審査請求人の考え方であるため、審査において、個人の権利を侵害する盗撮を認める根拠法として適切であるのかどうかの判断を仰ぎたい。

第5 審理員意見書の要旨

1 審理員の意見の結論

(1) 本件処分1

審査請求人は、本件処分1にかかる審査請求をする法律上の利益がある者と認められないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項の規定により、本件審査請求は却下されるべきである。

(2) 本件処分2

本件処分2にかかる審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員の意見書の理由

(1) 本件処分1が審査請求の対象となる行政処分か否か

行政不服審査法第2条の規定により審査請求をすることができる「行政庁の処分に不服がある者」とは、「当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあり、その取消等によってこれを回復すべき法律上の利益をもつ者」とされている（昭和53年3月14日最高裁判所第三小法廷判決）ところ、本件処分1については、請求人が行った介護給付費支給申請（希望するサービス種類：居宅介護、希望する支給量：48時間/月）に対して、法第22条第1項の規定に基づき、処分庁が希望どおりの支給量を認める支給決定を行っているものと認められる。

また、法第22条第7項において、「市町村は、支給決定を行う場合には、障害福祉サービスの種類ごとに月を単位として主務省令で定める期間において介護給付費等を支給する障害福祉サービスの量（以下「支給量」という。）を定めなければならない。」とあるが、支給決定において定める範囲に、個別のサービス提供の内容（サービス等利用計画・障害児支援利用計画（案）の内容）までは含まれていないと認められるため、処分庁が、申請書に添付された「サービス等利用計画・障害児支援利用計画（案）」において希望するサービスとして記載された「リンゴをむく」等の行為を居宅介護サービスとして認めないとしたことは、法的な強制力を有するものではないことから、行政処分には該当しないものと考えられる。

これらのことから、請求人は本件処分1の取消によって回復すべき法律上の利益をもつ者とは認められず、本件処分1に対して審査請求を行うことは不適法である。

(2) 本件処分2において不支給とした居宅介護について

請求人が、利用を希望する居宅介護（身体的介護：下着の装着を含む更衣、洗顔、歯みがき）を不支給する根拠とした、請求人が利用する居宅介護事業所の職員からの聞き取り内容について争いがあるが、①実際にサービスを行っている事業所職員は、当該児童の状態をよく知るものであり、その証言内容は実態を正しく表したものであること、②法第50条第1項第8号で、都道府県知事又は市町村長による質問に対して、虚偽の答弁を行った場合には、行政処分の対象となりうる規定があることを考えれば、その証言内容が故意に歪められたものと考える合理的な理由はなく、この証言をもとに行った本件処分2は、違法・不当なものとは言えない。

（3）支給決定に至る手続き等について

本件処分2を行うにあたって、処分序では、法に定められた必要な事項の勘案を行っていることが認められる。また、本件処分2で支給決定された支給量は、市がガイドラインで定める標準支給量の範囲内であることから、非定型の支給決定には該当せず、支給決定にあたって、非定型審査会の意見を徴する必要がないものと認められる。これらのことから、本件処分2に関しては、法令等に定める手続きに従って処理されたことが認められ、違法・不当な点は認められない。

なお、本件処分1は（1）のとおり、処分に関する審査請求は不適法であることから、処分に至るまでの手続きの違法・不当については検討を行わない。

（4）上記以外の違法性又は不当性についての検討

その他、審査請求人は縷々主張するが、法又は不当な点は認められない。

第6 審査庁の判断の要旨

1 審査庁の判断の趣旨

本件処分1にかかる審査請求は却下、本件処分2にかかる審査請求は棄却すべきである。

2 審査庁の判断の理由

関係法令等に則り適切に支給決定が行われており、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、本件審査請求に係る審理手続は、行政不服審査法に基づき適正に行われている。

第7 当部会の判断

1 審理手続について

審査庁における審理員の指名及び審理員による審理手続は、行政不服審査法第9条第1項及び第2項、第29条第1項、第2項及び第5項等の規定に基づき適正に行ったものと認められる。

2 本件処分にかかる処分序の判断等について

（1）本件処分1が審査請求の対象となる行政処分か否か

ア 行政不服審査法第2条の規定により審査請求をすることができる「行政庁の

处分に不服がある者」とは、「当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあり、その取消等によってこれを回復すべき法律上の利益をもつ者」とされている（昭和53年3月14日最高裁判所第三小法廷判決）。

イ 本件処分1に関して、処分庁は、請求人の申請どおりの支給量で支給決定を行っていること、また、「サービス等利用計画・障害児支援利用計画（案）」は、支給決定の範囲ではないため行政処分ではないこと、この点は、事務処理要領においても、審査請求対象とされていないことをもって、審査請求の対象ではないと主張する。

なお、リンゴの皮をむく等の行為を居宅介護でのサービス対象外としたことについて、処分庁は「利用基準をみたすような利用方法をすることを協議等において相互に確認しており、当該協議で行ったのはあくまでサービスの利用方法の確認」であって行政処分には当たらないと主張している。

ウ 本件処分1は、請求人が行った介護給付費支給申請（希望するサービス種類：居宅介護、希望する支給量：48時間/月）に対して、法第22条第1項の規定に基づいて、処分庁が請求人の希望どおりの支給量を認める支給決定を行っているものと認められる。

エ 次に、処分庁は、申請書に添付された「サービス等利用計画・障害児支援利用計画（案）」において希望するサービスとして記載された「リンゴをむく」等の上記第4の2（1）ア～エの行為について、居宅介護サービスの対象とはしないとしている。

この点につき、法第22条第7項において、「市町村は、支給決定を行う場合には、障害福祉サービスの種類ごとに月を単位として主務省令で定める期間において介護給付費等を支給する障害福祉サービスの量（以下「支給量」という。）を定めなければならない。」と規定されていることから、支給決定において定める範囲に、個別のサービス提供の内容（サービス等利用計画・障害児支援利用計画（案）の内容）までは含まれていないものと解される。

よって、処分庁が当該行為を認めないとしたことは、法的な強制力を有するものではなく、行政処分には該当しないと認められる。

オ 以上のとおり、本件処分1については、申請された支給量のすべてを支給決定で認めていることから、請求人は本件処分1の取消によって回復すべき法律上の利益をもつ者とは認められず、本件処分1に対して審査請求を行うことは不適法であると考える。

（2）本件処分2において不支給とした居宅介護について

ア 請求人が、朝の時間帯の居宅介護（身体介護）として利用を希望する「下着の装着を含む更衣」「洗顔」「歯みがき」について、処分庁は、①居宅介護（身体介護）で請求できる20分以上の時間を要するものではないこと、②見守り中心の支援であるため身体介護の対象とはならないことから不支給としており、その根拠として、処分庁は、請求人が利用する居宅介護事業所の職員から、サービ

ス提供の実態を聞き取ったことをもとにしているとの主張である。

イ これに対して、請求人は、①これら行為について 20 分以上を要しないとしているのは関係者会議で検討したものではなく、処分庁の想像であり、実際には 20 分以上を要すること、②事業所からの聞き取りの内容については、処分庁が有する事業所への監査権限等の影響による圧力があり、事実とは異なる内容となっていることなどを反論している。

ウ しかしながら、事業所職員は、実際にサービス提供を行う立場にあって、当該児童の状態をよく知るものであり、その証言内容は実態に即したものであるとみなすことが妥当であること、また、法第 50 条第 1 項第 8 号において、事業所は、都道府県知事又は市町村長による質問に対して、虚偽の答弁を行った場合には、指定取消し等の行政処分の対象となりうる規定があることから考えると、その証言内容が請求人の不利益になるように故意に歪められたものとする合理的な理由は見出せない。

エ 以上のことから、本件処分 2 において不支給とした判断については、違法・不当なものではないと考える。

(3) 支給決定に至る手続き等について

ア 法第 22 条第 1 項では「障害者等の障害支援区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他の主務省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定を行うものとする。」とあり、勘案すべき具体的な事項は省令に定めがある。

イ 処分庁は、法令に定められた事項について勘案を行うため、関係者会議を開催して、審査請求人を含め、関係する事業所等への聞き取り等を行っていることが確認できる。また、都合により同会議に出席できなかった者についても、別途、聞き取りを行っていることも確認できる。

ウ また、非定型審査会については、ガイドラインにおいて、「個々の障碍(がい)のある人の事情に応じ、標準支給量と乖離する支給決定(いわゆる「非定型」の支給決定)を行う必要がある場合には、非定型審査会へ意見を聴いた上で、個別に適切な支給量を決定します。」と規定されているところであるが、本件処分 2 で支給決定された支給量は、居宅介護 34 時間/月であって、これは市がガイドラインで定める標準支給量(児童: 30 時間/月、ひとり親家庭の加算: 標準支給量の 1.5 倍)の範囲内であることから、本件処分 2 については、非定型の支給決定には該当せず、支給決定にあたって、非定型審査会の意見を徴する必要がないものである。

なお、本件処分 1 については、上記(1)のとおり、本処分に関する審査請求は不適法であることから、処分に至るまでの手続きについては言及しない。

エ 以上のことから、本件処分 2 について、違法・不当な点はないと考える。

(4) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

その他、審査請求人は縷々主張するが、違法又は不当な点は認められない。

3 結論

以上のとおりであるから、当部会は、前記第1のとおり判断する。